

附属機関等会議録

令和 5 年 3 月 30 日

会 議 の 名 称	令和 4 年度第 3 回島田市個人情報保護審議会
開 催 日 時	午後 2 時 00 分から 令和 5 年 3 月 28 日（火） 午後 3 時 00 分まで
開 催 場 所	島田市役所 3 階 第 2 委員会室
会 議 の 議 題	(1) 個人情報取扱事務の届出について (2) 個人情報保護法の改正について
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開 (<input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部)
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	0 人
出席者の氏名等	出席者：小西会長（オンライン出席）、尾村委員、金原委員、鈴木委員、蛭田委員の 5 名 欠席者：坂本委員の 1 名
会 議 の 結 果	<p>(1) 個人情報取扱事務の届出について</p> <p>別添資料のとおり、新規報告案件 3 件、変更報告案件 14 件、廃止案件 4 件について説明を行い、全て承認された。</p> <p>委員からの意見や質問があった事務に関しては、以下に抜粋する。</p> <p style="text-align: center;">【表記例】</p> <p>[担 当 課] 事務の担当課。</p> <p>[事 務 名] 本審議会における整理番号と事務の名称。</p> <p>[案 件 種 別] 新規の事務については新規、既存事務の変更については変更という。また、審議会の意見を聴く必要がある場合は審議、報告のみの案件については報告という。この項目を組み合わせ、「新規審議」というような形で呼称する。</p> <p>[概 要] 新規案件においては事務の概要、変更案件においては変更の概要。</p> <p>[審 議 ポ イ ン ト] 審議案件に係る個人情報保護審議会の意見を聴く必要のある部分。報告案件の場合、省略。</p> <p>[意 見 ・ 質 問] 個人情報の取扱いに関する委員の意見や質問。該当がなければ空欄。</p> <p>[回 答 ・ 対 応] 委員の意見・質問に対する回答や対応。該当がなければ空欄。</p>

	<p>[結 果] 審議における結果。報告案件の場合、省略。</p> <hr/> <p>[担 当 課] 戦略推進課 [事 務 名] 1 島田ICT教育シンポジウム参加申込受付 [案件種別] 新規報告 [意見・質問] ①取り扱う個人情報の記録項目が限定されているが、どのような個人情報の記録項目を取り扱うのか、全庁的なルールがあるのかどうか。 [回答・対応] ①全庁的なルールはないので、どのような個人情報を取り扱っていくのか、各課の判断に任せている。 [意見・質問] ①この●●事務では、個人情報の氏名と住所と勤務先だけを取り扱うことができるといったルールを決めておくことや、この事務のように企画段階で、どの個人情報を取り扱うのか判断しておくことは大切である。本当に必要な個人情報は何か、企画段階で検討して欲しい。</p>
<p>会 議 の 結 果</p>	<p>[担 当 課] 市民協働課、観光課 [事 務 名] 4 地域おこし協力隊派遣事業 [案件種別] 変更報告 [意見・質問] ①今回、取り扱う個人情報の記録項目を減らしているが、応募者を選定する上で、支障はないのか。 [回答・対応] ①各課の判断で取り扱う個人情報の記録項目を判断してもらっているので、支障はないと考えている。 [意見・質問] ①不要な個人情報を取得することはやめて、本当に必要な個人情報は何か精査した結果であるのではないか。また、選定するために必要な記録項目は、面接時に口頭で確認することも出来ると思われる。そして、結果的には、応募者の間口を広げることにも繋がるのではないか。</p> <p>[担 当 課] 子育て応援課 [事 務 名] 14 一時託児事業運営事業 [案件種別] 変更報告 [意見・質問] ①取り扱う個人情報の記録項目から障害の項目が不要になっているが、一時託児する上で職員が必要な情報ではないのだろうか。</p>

<p>会 議 の 結 果</p>	<p>[回答・対応] ①担当課に確認し、後日回答する。また問診票の取扱いもあるので、併せて中身を確認し回答する。</p> <p>[意見・質問] ①事務を行っていく上で、本当に必要な個人情報の取得は妨げられない。どのような個人情報を取り扱うのかは、企画段階でよく検討して欲しい。</p> <p>[担 当 課] 課税課</p> <p>[事 務 名] 16 出張申告事前予約受付事務</p> <p>[案 件 種 別] 変更報告</p> <p>[意見・質問] ①確定申告を行うための事務になるが、税務署職員への個人情報の外部提供はあるのかどうか。</p> <p>[回答・対応] ①担当課に確認し、後日回答する。</p>
	<p style="text-align: center;">(2) 個人情報保護法の改正について</p> <p>資料1～資料3を説明後、委員から意見・質問を受付けた。</p> <p>【資料1】</p> <p>令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）が改正され、全国的な共通ルールが定められたことにより、全ての地方公共団体が令和5年4月より改正法の直接適用を受けることになる。</p> <p>これに伴い、「島田市個人情報保護条例」「島田市個人情報保護条例施行規則」を廃止し、「島田市個人情報の保護に関する法律施行条例」と「島田市個人情報の保護に関する法律等施行規則」を新たに制定、そして関連する例規の見直しを今年度実施した旨を説明。</p> <p>【資料2】</p> <p>「島田市個人情報の保護に関する法律施行条例」と「島田市個人情報の保護に関する法律等施行規則」に規定されている島田市個人情報保護審議会の役割や機能に係る変更点や変更しない点などを説明。</p> <p>【資料3】</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」に規定されている安全管理の一つの措置として、この度整備した『漏えい等発生時における連絡体制』の内容を説明。</p>
	<p>[意見・質問]</p> <p>①個人情報の取扱いをどのように管理するのか。 ②審議会では何を扱うのか。 ③職員への周知はどのように行うのか。 ④漏えい等発生時の連絡先に静岡県が含まれているが、法律で県への報告が義務付けられているのか。</p>
	<p>[回答・対応]</p> <p>①今までどおり、各課から個人情報の取扱事務を開始したり変更したりする場合には、今</p>

<p>会議の結果</p>		<p>と同じように届出を提出してもらい内容を事務局（行政総務課）が管理していくことになる。なお、対象者数が1,000人を超える場合には、届出の公表が求められるので、事務の内容をホームページ等で公表していく。なお、新しい届出は、「島田市個人情報の保護に関する法律等施行規則」様式第1号に規定されているが、現行の様式と内容に若干変更がある。</p> <p>②各課から提出された届出の内容や提出状況の報告、個人情報保護制度の運用に関する事項（例：事務局が作成したマニュアルなど）について意見を伺う予定である。</p> <p>③全職員を対象にした職員研修を通して、周知を図る予定でいる。</p> <p>④静岡県への報告は義務付けられていないが、国の連絡窓口が県であるため、県への報告をあえて入れている。</p>
	<p>その他</p>	<p>【小西会長より】</p> <p>新たな「個人情報保護法」下では、個人情報の取得や目的外利用、そして外部提供等の取扱いについて、審議会で審議することが出来なくなる。一方、本日の審議会で話が上がったように、個人情報を取り扱う事務の企画段階において、どのような個人情報を取り扱うことにするのかルールや方針を定めていくことが大切になるので、そのようなことを検討して欲しい。</p>
<p>提出された資料等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度第3回島田市個人情報保護審議会次第 ・ 令和4年度第3回島田市個人情報保護審議会個人情報取扱事務届出簿（届出書） ・ 資料1 個人情報保護法の改正について ・ 資料2 『島田市個人情報保護審議会』について ・ 資料3 漏えい等（漏えい・滅失・毀損）発生時の連絡体制について ・ 【参考】島田市個人情報の保護に関する法律施行条例 ・ 【参考】島田市個人情報の保護に関する法律等施行規則
<p>会議を所管する課の名称</p>	<p>行政経営部 行政総務課</p>	
<p>その他必要な事項</p>	<p>なし</p>	